

「滋賀県琵琶湖等水上安全条例の一部を改正する条例案要綱に対する意見・情報の募集結果について」

No	項目	御意見等（要約）	滋賀県警察の考え方
改正の概要に関するもの			
1	(4)	酒気帯び操船等の認知時に警察官が執る「事故防止のための必要な応急措置」とはどのようなものを想定しているのか。	応急措置の例示として、酒気を帯びた状態で直接操船しようとする者に正常な操船ができるようになるまで操船しないよう口頭で指示することをはじめ、操船を代わりの者に依頼することや、出航元のマリーナ等の関係者に本人や船舶を引き取らせる等のことを想定しています。
2	(7) (8) (9)	罰則が甘いのではないかと思う。 どの程度が適正なのかは議論しなければならぬが、もっと罰則を厳しくすべきではないか。	改正条例においては、飲酒操船の全面禁止を図った上で、現行条例で規定している酒酔い操船等の罰則を引き上げるとともに、酒気帯び操船に対する罰則を新設しており、全国的にも厳しい内容としております。 罰則を強化することについては、今後の情勢を見極め、必要性を検討していくこととします。
その他			
1	条例第9条の3 第3項	条例違反の操船者が多く、第9条の3の第3項（プレジャーボートの操船者の守るべき事項）に定められている水上スキー等のけん引時における後方安全の監視がされていない。	水上交通の安全確保や事故防止のため、ご意見のような危険操船の禁止に関しても条例で規定しており、周知や指導取締りに努めているところです。 今後も関係機関とも連携しながら、法令遵守が徹底されるよう取り組んでまいります。
2		酒酔い操船の罰則強化等をしているが、実効性を高めるための取締りをして抑止力を発揮してほしい。	条例改正で罰則を強化・新設したことによる抑止効果を最大限に発揮するためには、違反行為に対しては積極的に取締りを行っていくことが必要と考えます。 そこで、水上警察隊をはじめとする警察活動を強化するとともに、国や県の関係機関と協働した合同パトロールや取締りを実施してまいります。
3		道路交通法のように操船者だけでなく同乗者も罰するようにすべき。	飲酒操船の同乗者などを処罰することについては、免許制度が陸上と水上で異なっており、個別の事案に応じて刑法（共同正犯、幫助犯、教唆犯）の規定を適用することにより処罰が可能となっています。

4	<p>条例第17条の2 第2項 条例第20条</p>	<p>水上交通の安全を確保するため、水上オートバイに対する操船許可区域のようなものをしっかり設定してほしい。</p>	<p>現状においても水上交通の安全を確保するため、本条例に基づき水上オートバイをはじめとする特定の船舶の航行等を制限しているところです。 今後も情勢に応じて必要な規制を検討していくこととします。</p>
5	<p>条例第20条</p>	<p>無謀操船が目立つ水上オートバイに対しては速度制限を法律や条例で規制するべき。</p>	<p>速度制限については、現状においても水上交通の安全を確保するため、地域を定めて水上オートバイをはじめとする特定の船舶の速力等を制限しているところです。 今後も情勢に応じて必要な規制を検討していくこととします。</p>
6		<p>酒気帯び操船等の禁止に関する条例改正を県外者に対して周知はどのようにしていくのか。</p> <hr/> <p>条例改正の広報を大々的にすることで抑止力を高めてほしい。</p>	<p>県外者等への条例改正の周知については、県内外の船舶免許の取得・更新の機会にポスターやリーフレットを活用した指導を依頼するほか、高速道路のサービスエリアや主要道路沿いの電光掲示板への掲示、インターネットを活用した情報発信等により幅広い周知に努めます。 また、湖上及び湖岸からの警ら活動時におけるマイク広報や声かけを通じた周知にも努めます。</p>
7		<p>湖岸で飲食をしている水上オートバイ等の利用客に対して注意喚起の呼びかけをしてほしい。</p>	<p>湖岸における利用者に対する安全指導については、これまでから警察官等による船舶操船者や遊泳客等に対する声かけや指導を行っているところです。 条例の改正周知も踏まえ、より一層の声かけの強化に取り組んでまいります。</p>